

中村かしわ地域包括支援センター 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奉優会（以下「奉優会」という。）が開設する石神井地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う包括的支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、適正な地域包括ケアを実現することを目的とする。

(運営方針)

第2条 センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。

1. センターは高齢者ができる限り養介護にならないよう「介護予防サービス」が適切に確保できるようその調整に努める。
2. センターは高齢者が養介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

(センターの基本機能)

第3条 センターは次に掲げる基本機能を担うものとする。

1. 共通的基础基盤の整備、地域に総合的・重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。
2. 介護予防ケアマネジメント業務 要支援1、2の認定者に対する予防給付マネジメント（以下「指定介護予防支援」という）及び全ての高齢者に対する地域支援事業の介護予防事業が効果的かつ効率的に供されるよう、適切なケアマネジメントを行う。
3. 総合支援相談・権利擁護業務・高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により実態把握のうえ必要なサービスにつなげる。また虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。
4. 包括的・継続的マネジメント支援業務及び高齢者に対し包括的継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。

(内容)

第4条

1. 指定介護予防支援事業業務の実施にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
2. 事業所の担当職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、事業を行う。
3. 事業所の担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4. 事業の運営にあたっては、区市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 中村かしわ地域包括支援センター
2. 所在地 東京都練馬区中村2-25-3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名(常勤者兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 担当職員 11名(常勤者11名うち1名は管理者と兼務)

同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名(兼務)	0名	地域包括支援センター統括 等	1名
主任介護支援専門員	1名以上	0名	相談援助業務、ケアプラン作成、地域介護支援専門員育成支援 等	1名
保健師又は看護師	1名以上	0名	相談援助業務、ケアプラン作成、介護予防・認知症事業の企画運営 等	1名
社会福祉士	1名以上	0名	相談援助業務、ケアプラン作成、高齢者の権利擁護 等	2名
介護支援専門員	2名	0名	ケアプラン作成 等	2名
訪問支援員	2名	0名	ひとり暮らし高齢者等訪問支援業務 等	2名
街かどケアカフェ事業担当	1名	0名	常設型街かどケアカフェ事業 等	1名
生活支援コーディネーター	1名	0名	地域と高齢者をつなぐ活動 等	1名

(営業日及び営業時間)

第7条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び年末年始12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
転送電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の方法および内容、利用料等)

第8条

1. 指定介護予防支援の提供の方法および内容は、下記のとおりとする。
 - (1) 利用者が指定介護予防サービス及びその他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用をすることができるよう、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。
 - (2) 介護予防サービス計画作成にあたり、ご利用者及びその家族等には、計画に位置づけられる指定介護予防サービス事業所について、複数を紹介し、事業所の選定理由の説明を十分に行い、文書の交付をしたうえで、それを理解したことについてご署名をいただく。

- (3) 介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、利用者が入院又は介護保険施設等への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。
 - (4) 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標達成型の計画を策定する。
 - (5) 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。
 - (6) 解決すべき課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。
 - (7) 当該介護予防サービス計画の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める場合には、サービス担当者会議の開催や担当者に対する照会等を行う。
 - (8) 実施状況の把握にあたっては、当該介護予防サービス計画に基づいて位置付けられた指定介護予防サービス事業者等から、サービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に一回、聴取する。また、サービスの評価期間が終了する月及び提供開始月の翌月から起算して三月に一回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。
 - (9) 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図る。
2. 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。
 3. 次条の通常事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
 4. 前項に規定する額の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は下記の通りとする。

中村、中村北、中村南

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、主治医または関係医療機関、区市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について状況報告書を作成し、その内容を理事長に報告した後、法人内に公表し再発防止に努める。状況報告書は契約終了後2年間保管することとする。また、サービスの提供にともなって、奉優会の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、適正な賠償義務の履行を誠実に行うこととする。

(相談・苦情対応)

第11条 事業者および受託当事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援またはケアプラン作成に位置づけた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。また、苦情の状況及び苦情に際して講じた措置について状況報告書を作成し、その内容を理事長に報告した後、法人内に公表し、再発防止に努める。状況報告書は契約終了後2年間保管することとする。相談・苦情対応の窓口は、重要事項説明書【サービス内容に関する苦情】のとおり。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、必要な体制整備を行い、次の措置を講じる。

1. 虐待の発生またはその再発を防止するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針に基づく措置と担当者の配置
3. 虐待を防止するための所内研修の実施
4. その他虐待防止のために必要な措置

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する支援の継続および非常時の体制で早期業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修および訓練を実施するものとする。
- (2) 事業所は定期的に行う業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は事業所において感染症が発生、またはまん延しないように措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を感染症委員会にて開催し、その結果について周知をする。
- (2) 事業所における感染症のまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において職員に対し感染症予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的に行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条

1. 事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年2回
2. 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる

ため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4. 事業所は適正な支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止する方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - (1) 職場内および公共の現場における研修の実施
 - (2) ハラスメントの対応フローの掲示の実施
 - (3) 相談（苦情を含む）ファイル
5. 事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができることとし、委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
6. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人奉優会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
7. 前各号に掲げるものの練馬区長が必要と認める事項については協議に基づき行うこととする。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年1月20日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

介護予防支援等利用契約書

サービス利用者（以下、「利用者」という。）と、指定介護予防支援事業者たる中村かしわ地域包括支援センター（以下、「事業者」という。）は、利用者が要介護状態となることを予防し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けることを目的として、事業者が利用者に対して行う介護予防支援および介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）の利用について、次のとおり契約を締結します。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法（平成9年法律第123）等の関係法令およびこの契約書にしたがって、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防サービス計画等」という。）を作成します。

- 2 指定介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスおよびその他の自立支援・重度化防止に資する適切な保健医療サービスまたは福祉サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者その他の者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）との連絡調整を図ります。

第2条 （契約期間）

- 1 この契約の期間は、令和 年 月 日から1年間または1年経過後の月末までとします。
- 2 契約満了の2日前までに利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、翌年の3月31日まで、契約は自動更新されるものとします。

第3条 （介護予防サービス計画等の作成）

- 1 事業者は担当職員を選任し、介護予防サービス計画等を作成するとともに、適切な介護予防支援等の実施に努めます。
- 2 利用者が介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに、もしくは介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行する場合には、関係機関と連携を密に図り、利用者が遺漏なく円滑にサービスを利用できるよう努めます。
- 3 介護予防サービス計画等を作成する事業者は、次の各号に定める業務を行います。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。面接の趣旨についても十分に説明し、理解を得ます。
- (2) 利用者の居宅のある地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正に利用者およびその家族に対して提供します。
- (3) 利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境、家族の状況等ならびに、利用者および家族の意向に基づいた適切なサービスが、事業者をはじめとする多様な主体から総合的かつ継続的に提供されるよう努めます。
- (4) 提供されるサービスの目標、目標を達成するための支援内容ならびにその達成時期、サービス提供上の留意点等を明記した介護予防サービス計画等の原案を作成します。
- (5) 前号で作成した介護予防サービス計画等の原案について、保険給付および介護予防・生活支援サービス事業の該当の有無を区分した上でサービスの種類、内容等を明記するとともに、利用者および家族に対して説明し、利用者から文書による同意を得て、介護予防サービス計画等として利用者およびサービス担当者に交付します。
- (6) 介護予防支援等に当たり、保健医療サービスを位置付けるには、主治医等の意見を求め、その指示がある場合はこれに従うとともに、当該介護予防サービス計画等を主治医等に交付します。また、医療サービス以外においても、主治医等による留意事項が示されている場合にはこれを尊重します。

第4条 (介護予防サービス計画等作成後の支援)

- 1 事業者は、利用者および家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス実施状況をはじめとする経過の把握に努め、介護予防サービス計画等に位置付けた期間が終了するときは、目標の達成状況について評価します。
- 2 事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は再評価を行い、介護予防サービス計画等の変更、関連事業者への連絡など必要な支援を行います。

第5条 (介護予防サービス計画等の変更)

利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望した場合、または事業者が変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画等を変更します。

第6条 (給付管理)

事業者は、「介護予防サービス計画作成依頼届」を提出した後、介護予防サービス計画等を作成します。

給付管理票をサービス利用実績に基づき毎月作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第7条 (要介護・要支援認定の申請に係る援助と要介護認定を受けた場合の連携)

- 1 事業者は、利用者が要介護・要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護・要支援認定の申請を利用者に代わって行います。
- 3 利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報提供をする等の連携を図ります。

第8条 (サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、介護予防支援等の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 介護予防サービス計画を作成した事業者は、前号の記録を整備し、利用者からの求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付します。

第9条 (利用料金)

事業者が提供する介護予防支援等に対する料金規定は【重要事項説明書別紙】のとおりです。

第10条 (契約の終了)

- 1 利用者が次の各号に掲げる事由に該当し、介護予防支援等が不要となった場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 介護予防支援等を必要としない施設に入所またはサービス利用を開始した場合
 - (2) 要介護・要支援認定区分において、要介護と認定され、介護サービスの利用を開始した場合
 - (3) 利用者の要支援認定が更新されなかった場合、または健康長寿チェックシートにおいて、事業対象者に該当しないと判定された場合
 - (4) 死亡した場合
- 2 利用者が、事業者の担当地域から転居した場合は、この契約は終了します。この場合において、事業者は、利用者の求めに応じて、転居先の地域を担当する事業者を引き継ぎをします。

第 11 条（契約の解約）

- 1 利用者は、解約を希望する 2 日前までに事業者に対して、文書等で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。
 - (1) 正当な理由がなく介護保険法等の関係法令および本契約書に定めた事項を遵守せずに介護予防支援等の提供を怠ったとき
 - (2) 守秘義務に違反したとき
 - (3) 破産等業務を継続する見通しが困難になったとき
 - (4) 前各号の他本契約に違反したとき

第 12 条（事業者の解除）

- 1 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 か月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。
- 2 事業者は、利用者またはその家族が事業者や担当職員等に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

第 13 条（秘密保持）

- 1 事業者の担当職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、サービス担当者会議（第 32 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

第 14 条（事故発生時の対応）

事業者は、介護予防支援等の提供に当たり、事故が発生した場合、または利用者のけがや体調の急変があった場合には、速やかに保険者たる練馬区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

第 15 条（賠償責任）

- 1 事業者は、介護予防支援等の提供に当たり、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身

体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

- 2 事業者は、利用者の故意または過失により損害を受けた場合には、その損害の賠償を請求することができます。

第 16 条 （身分証携行義務）

担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第 17 条 （相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、事業者が提供した介護予防支援等または介護予防サービス計画等に位置づけた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 18 条 （本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、事業者が誠意を持って協議の上、定めます。

介護予防支援等重要事項説明書

1 指定介護予防支援事業所の概要

(1) サービス提供地域等

事業所名	中村かしわ地域包括支援センター
所在地	練馬区中村2丁目25番3号
介護予防支援事業の指定	練馬区指定 事業所番号 1302000318
サービス提供地域	練馬区 中村南、中村、中村北

(2) 職員体制（令和7年4月1日現在）

職 種	人 員
管理者（兼務）	1名
保健師又は看護師	2名（常勤 1名、非常勤 1名）
介護支援専門員等	3名（常勤 3名、非常勤 0名）
社会福祉士等	5名（常勤 5名、非常勤 0名）

(3) サービス提供時間

区分	平 日	土曜日	日曜・祝日
提供時間	8：30～17：15	8：30～17：15	なし

※ 年末年始（12/31～1/3）は「祝日」の扱いとします。

2 運営方針

- (1) ご利用者が可能な限りその居宅において、自立し日常生活を営むことのできるように配慮して行います。
- (2) ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立に向けて利用者の選択から設定された目標を達成するため、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- (4) 練馬区、医療機関、介護保険サービス事業者、指定特定相談支援事業者、住民主体のインフォーマルサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

3 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

4 虐待防止【虐待の発生またはその再発を防止するため講じるべき措置としての内容】

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催します
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します
- (3) 従業者に対し研修を年1回以上定期的に実施します
- (4) 上記(1)～(3)までを適切に実施するために社会福祉士を担当者と定めます。

5 感染症の予防およびまん延の防止のための措置

- (1) 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置をし、おおむね6か月に1回以上定期的を開催するとともにその結果を担当職員に周知します
- (2) 感染症予防およびまん延防止のための指針を整備します
- (3) 感染症予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的を実施します

6 業務継続計画の策定

- (1) 感染症や、非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務再開を図るための業続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます
- (2) 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施します
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

7 利用料金

- (1) 介護予防サービス計画費および介護予防ケアマネジメント費の自己負担は原則ありません。ただし、保険料の滞納等している場合は、一旦当事業者がご利用者から1か月当たりの法定料金を頂戴し、サービス提供証明書を発行いたします。後日、ご利用者がこのサービス提供証明書を練馬区の介護保険課に提出されますと、全額払戻しがされます。
- (2) 担当職員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いを求める場合があります。

8 介護予防支援等の提供開始に際しての同意事項

- (1) 介護予防サービス計画等は前記2に規定する運営方針およびご利用者の希望に基づき作成されるものであり、ご利用者は、担当者に複数の指定介護サービス事業者等を紹介するよう、求めることができます。併せて、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- (2) ご利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、ご利用者またはご家族は、担当職員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えていただくよう、お願いいたします。

9 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業者のご利用者からの相談・苦情担当

当事業者の介護予防支援等に関するご相談・苦情、および介護予防サービス計画等に基づいて提供されている各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

(担当) 管理者：中村かしわ地域包括支援センター センター長
電話 03-5848-6177

(2) 東京都および保険者（区市町村）の相談・苦情窓口

- ・練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 事務局

練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号 電話 03-3993-1344 Fax 03-3993-1344

- ・東京都国民健康保険団体連合会

千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 10 階 電話 03-6238-0177

10 当事業者の概要

法人名	社会福祉法人 奉優会
事業者名	中村かしわ地域包括支援センター
法人代表者職・氏名	理事長・香取 寛
所在地	練馬区中村 2 丁目 25 番 3 号
電話番号	03-5848-6177

令和 年 月 日

当事業者は、介護予防支援等の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基いて重要な事項を説明しました。

(事業者)

所在地 練馬区中村 2 丁目 25 番 3 号
法人名 社会福祉法人 奉優会
事業者名 中村かしわ地域包括支援センター
法人代表者職・氏名 理事長 香取 寛

(説明者) 所属

氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防支援等についての重要事項の説明を受け、同意しました。また、交付を受けました。

(利用者) 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

【介護予防支援等重要事項説明書別紙】

重要事項説明書「7 利用料金」について

(1) 利用料金

要支援認定を受けられた方または介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」といいます。）に該当された方は、練馬区から全額給付されるので自己負担はありません。（ただし、介護予防サービス計画等に基づいて提供される各サービスについては、別途料金が発生します。）

・介護予防支援費(予防給付) 5,038 円/月

・介護予防ケアマネジメント費(総合事業) 3,522 円/月

なお、ご利用者の状況により、以下の加算が算定される場合があります。

・初回加算 3,420 円

※ 今後、制度改正があった場合、金額が変更になる場合があります。

※ 介護予防支援費については保険料の滞納等により、保険給付金が直接、当事業者に支払われない場合、1か月につき、上記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行します。この証明書を後日練馬区の介護保険課に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

(2) 交通費

「介護予防支援等重要事項説明書」の「1 指定介護予防支援事業所の概要」(1)内でサービスを受けられる方は無料です。それ以外の地域の方は、担当職員等がお伺いするための交通費の実費が必要となる場合があります。

(3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、30 日以内にお支払いください。お支払いいただきましたら、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金の2通りの中から、料金発生時に別途協議します。

事業者

〈法人名〉 社会福祉法人 奉優会

〈事業者名〉 中村かしわ地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者 事業者番号 1302000318）

〈住所〉 東京都練馬区中村 2 丁目 25 番 3 号

〈代表者職・氏名〉 理事長 香取 寛

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日 <利用者氏名>

(<代理人氏名>)